

令和2年7月3日からの大雨による被害を受けられた皆様へ【続報】

このたびの令和2年7月3日からの大雨による被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■ 今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【長野県】 松本市 (まつもとし) 飯田市 (いいだし) 伊那市 (いなし) 安曇野市 (あづみのし) 上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみや だむら) 下伊那郡阿南町 (しもいなぐんあな んちょう) 下伊那郡阿智村 (しもいなぐんあち むら)	7月8日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用


<p>下伊那郡下條村 (しもいなぐんしも じょうむら)</p> <p>下伊那郡売木村 (しもいなぐんうる ぎむら)</p> <p>木曾郡上松町 (きそぐんあげまつ まち)</p> <p>木曾郡南木曾町 (きそぐんなぎそま ち)</p> <p>木曾郡王滝村 (きそぐんおうたき むら)</p> <p>木曾郡大桑村 (きそぐんおおくわ むら)</p> <p>木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち)</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市 (たかやまし)</p> <p>中津川市 (なかつがわし)</p> <p>恵那市 (えなし)</p> <p>飛驒市 (ひだし)</p> <p>郡上市 (ぐじょうし)</p> <p>下呂市 (げろし)</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市 (ごうつし)</p>	<p>7月13日</p>	<p>令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>
--	--------------	---	--

<p>【福岡県】 大牟田市 （おおむたし） 八女市 （やめし） みやま市 （みやまし） 久留米市 （くるめし） 【佐賀県】 鹿島市 （かしまし）</p>	7月6日	令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用
<p>【熊本県】 八代市 （やつしろし） 人吉市 （ひとよしし） 水俣市 （みなまたし） 上天草市 （かみあまくさし） 天草市 （あまくさし） 葦北郡芦北町 （あしきたぐんあし きたまち） 葦北郡津奈木町 （あしきたぐんつな ぎまち） 球磨郡錦町 （くまぐんにしきま ち） 球磨郡多良木町 （くまぐんたらぎま ち） 球磨郡湯前町 （くまぐんゆのまえ まち） 球磨郡水上村 （くまぐんみずかみ むら）</p>	7月4日	令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用

<p>球磨郡相良村 （くまぐんさがらむら）</p> <p>球磨郡五木村 （くまぐんいつきむら）</p> <p>球磨郡山江村 （くまぐんやまえむら）</p> <p>球磨郡球磨村 （くまぐんくまむら）</p> <p>球磨郡あさぎり町 （くまぐんあさぎりちょう）</p>			
<p>荒尾市 （あらおし）</p> <p>玉名市 （たまなし）</p> <p>山鹿市 （やまがし）</p> <p>菊池市 （きくちし）</p> <p>玉名郡玉東町 （たまなぐんぎよくとうまち）</p> <p>玉名郡南関町 （たまなぐんなんかんまち）</p> <p>玉名郡長洲町 （たまなぐんながすまち）</p> <p>玉名郡和水町 （たまなぐんなごみまち）</p> <p>阿蘇郡南小国町 （あそぐんみなみおぐにまち）</p> <p>阿蘇郡小国町 （あそぐんおぐにまち）</p>	<p>7月6日</p>	<p>令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

<p>【大分県】</p> <p>日田市 (ひたし)</p> <p>由布市 (ゆふし)</p> <p>玖珠郡九重町 (くすぐんここのえまち)</p> <p>玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)</p>	7月6日	令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用
<p>【鹿児島県】</p> <p>阿久根市 (あくねし)</p> <p>出水市 (いずみし)</p> <p>伊佐市 (いさし)</p> <p>出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう)</p> <p>鹿屋市 (かのやし)</p> <p>曾於市 (そおし)</p> <p>志布志市 (しぶしし)</p> <p>垂水市 (たるみずし)</p> <p>薩摩川内市 (さつませんだいし)</p> <p>いちき串木野市 (いちきくしきのし)</p> <p>曾於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう)</p>	7月4日	令和2年7月3日からの大 雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれ が生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行令 第1条第1項第4 号適用

以上

< お問合せ >
 フローラル共済株式会社
 0120-26-8160 (通話無料)
 受付時間 9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く)
 ※携帯電話からもお掛けいただけます。